

## 平成30年8月から高額療養費等が変わりました

### 1 高額療養費の制度改正の概要

#### (1) 高額療養費制度とは

1か月の医療保険の自己負担額が一定の額（高額療養費算定基準額）を超えると、その超えた額が「高額療養費」として支給される制度です。

なお、高額療養費は、原則として医療機関等からの請求に基づき、共済組合で計算をして自動給付をしていますので、組合員の皆様からの請求は必要ありません。

#### (2) 平成30年8月1日からの改正

70歳以上の高額療養費算定基準額が引上げとなり、「現役並み」の適用区分が3区分に細分化されます。

平成30年7月までの高額療養費算定基準額(70歳以上)				平成30年8月からの高額療養費算定基準額(70歳以上)			
適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	標準報酬月額28万円以上の方 課税所得145万円以上の方	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数回44,400円※>	標準報酬月額83万円以上の方 課税所得690万円以上の方		252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <多数回140,100円※>	
	標準報酬月額53万円から79万円の方 課税所得380万円以上の方 ※2			標準報酬月額53万円から79万円の方 課税所得380万円以上の方 ※2		167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <多数回93,000円※>	
	標準報酬月額28万円から50万円の方 課税所得145万円以上の方 ※2			標準報酬月額28万円から50万円の方 課税所得145万円以上の方 ※2		80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数回44,400円※>	
一般	標準報酬月額26万円以下の方 課税所得145万円未満の方	14,000円 年間の上限 144,000円	57,600円 <多数回44,400円※1>	一般	標準報酬月額26万円以下の方 課税所得145万円未満の方	18,000円 年間の上限 144,000円	57,600円 <多数回44,400円※>
住民税非課税	II 住民税非課税世帯		24,600円	住民税非課税	II 住民税非課税世帯		24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円		I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円

- ※1 過去12か月以内に3回以上、高額療養費算定基準額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、高額療養費算定基準額が下がります。
- ※2 該当者が医療機関で限度額までの支払いとするためには、**共済組合から限度額適用認定証の交付を受ける必要**がありますので、具体的手続きについては、各支部にお問合せください。

### 2 高額介護合算療養費の制度改正の概要

#### (1) 高額介護合算療養費制度とは

医療費と介護費用が高額になった世帯の負担を軽減するため、医療保険の自己負担額と介護保険の利用者負担額の年間合計額(※1)が、一定の額（介護合算算定基準額）を超えたとき(※2)は、組合員からの請求に基づき、その超えた額を「高額介護合算療養費」として支給する制度です。

#### (2) 平成30年8月1日からの改正

70歳以上の介護合算算定基準額が引上げとなり、「現役並み」の適用区分が3区分に細分化されます。

平成30年7月までの介護合算算定基準額(70歳以上)			平成30年8月からの介護合算算定基準額(70歳以上)			【参考】70歳未満
適用区分		70歳以上介護合算算定基準額	適用区分		70歳以上介護合算算定基準額	【参考】70歳未満
現役並み	(標準報酬の月額が28万円以上) (課税所得145万円以上)	67万円	標準報酬の月額83万円以上の方 課税所得690万円以上の方	212万円	212万円	
	(標準報酬の月額が26万円以下) (課税所得145万円未満)	56万円	標準報酬の月額53万円から79万円の方 課税所得380万円以上の方	141万円	141万円	
	(標準報酬の月額が28万円から50万円の方) 課税所得145万円以上の方		標準報酬の月額28万円から50万円の方 課税所得145万円以上の方	67万円	67万円	
一般	(標準報酬の月額26万円以下) (課税所得145万円未満)	56万円	(標準報酬の月額26万円以下) (課税所得145万円未満)	56万円	60万円	
低所得者II (市町村民税非課税者)		31万円	低所得者II (市町村民税非課税者)		31万円	34万円
低所得者I (組合員及びその被扶養者のすべてが市町村民税に係る所得がない者)		19万円	低所得者I (組合員及びその被扶養者のすべてが市町村民税に係る所得がない者)		19万円	

- ※1 前年の8月1日からその年の7月31日までの1年間になります。
- ※2 その超えた金額が501円以上の場合に限りです。